

豊橋市「新アリーナ」の建設・運営に関する民間提案募集要項に関する質問回答

「書類の種別」の説明

・募集要項とは・・・豊橋市「新アリーナ」の建設・運営に関する民間提案募集要項(修正版)のことをいう

質問NO.	書類の種別	頁	該当箇所	質問内容	回答	回答公表日
1	募集要項	8	第3-1-(5) 競技種目	<p>募集要項8ページ、第3の1の(5)競技種目に関連してご質問いたします。</p> <p>アイスリンク関連競技については注書きとして施設利用者側の負担(持ち込み)も可とあります。通常時(Bリーグの試合を含むイベント開催時以外)にアイスリンクとして活用できることは平日の収入を図るうえで利が大きいと考えております。</p> <p>本募集においては通常時からアイスリンクとして使える施設を基本と考えておられるのでしょうか。それともアイスリンクベースの方式、施設利用者負担で設営する方式について方式の選択自体が評価を左右することはないと考えるべきでしょうか。</p>	<p>通常時にアイスリンクとして使用可能な施設とすることを限定するものではありません。</p> <p>また、ご質問のそれぞれについて、選択自体を評価することはありません。アイスリンクの活用が新アリーナの魅力づくりや運営に活かされる提案内容を評価します。</p>	平成30年5月7日
2	募集要項	9	第3-1-(11) 管理運営期間	<p>第3提案内容 -1. 提案に際しての新アリーナの基本的な事項 -(11)において、“本施設は指定管理者による管理運営を想定”とありますが、指定管理以外の管理運営の方が合理的と判断された場合、他の管理運営方法での提案を実施しても宜しいでしょうか。</p>	<p>本施設は公の施設として設置管理を予定しております。公の施設として運営可能な方法であれば提案可能です。</p>	平成30年5月7日
3	募集要項	10	第3-2-(3)-① 建設事業費	<p>2. 提案項目-(3)-①建設事業費において、積算根拠の提示を求められていますが、現段階では経験・実績などから概算での提示となりますが宜しいでしょうか。また、積算根拠は民間企業としての事業優位性に直結する事項のため、提案書への記載事項として提出はいたしますが、外部への公表を控えていただくことはできませんでしょうか。</p>	<p>前段の質問についてはご理解の通りです。後段の質問については、募集要項(P17)第5応募手続き、7応募上の注意事項、(6)情報公開に示したとおり、豊橋市情報公開条例に規定する「公文書」として、情報公開請求の対象とはなりますが、提案者の「権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」(豊橋市情報公開条例第6条第1項第2号)に該当する箇所は、原則非公開となります。</p>	平成30年5月7日
4	募集要項	13	第4-2-(4) 応募者の条件	<p>第4応募条件-2-(4)において、“設計・建設・運営”のすべての実績が必要と記載がありますが、現段階で事業者として選定されていないタイミングで、設計事務所や建設会社を体制に組み入れることは、公平性や透明性、競争原理の確保という観点からふさわしくないと考えます。</p> <p>過去10年以内に供用を開始した観客席が2000人規模以上のアリーナの経営・運営についての実績は必須かと考えますが、設計・建設は適切に推進できる実績をもつ体制を整えることを応募者の条件として宜しいでしょうか。</p>	<p>設計・建設・運営に関して発注者として実績を有する場合についても、1者での応募条件を満たします。</p>	平成30年5月7日